

意見案第2号

平成30年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部を震源地とする、マグニチュード6.7、厚真町で道内観測史上最大の震度7を初め、安平町とむかわ町で震度6強など、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震が発生した。

この大地震により、広範囲で大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、震源地に近い道内最大規模の火力発電所の緊急停止による道内全域の停電、いわゆるブラックアウトが我が国史上初めて引き起こされ、停電等に伴う主要交通機関の運休、断水、電話の不通などライフラインが断絶する未曾有の危機的事態となり、道民生活や経済社会活動はもとより、農林水産業やその関連加工製造業、商工業の産業などに広範かつ甚大な影響を及ぼした。

こうした事態を踏まえ、国は、平成30年北海道胆振東部地震を激甚災害に指定するとともに、予備費の活用等により一日も早い復旧・復興に向けた総合的な対策に取り組んでいるところであるが、例えば、公共土木施設災害復旧事業等においては、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体（以下、「特定地方公共団体」という。）に限って国庫負担率のかさ上げ等の特別措置が適用されるため、本道への適用についてはその見通しが立たない現状がある。

本道においては、公共土木施設を初めとする災害復旧事業のみならず、児童生徒等を含めた中長期にわたる被災者への支援、全域停電等に伴う産業被害からの復興事業、本道の食や観光産業における深刻な風評被害の払拭、さらなる防災・減災の取り組みの推進など、極めて厳しい財政状況の中にあっても、こうした道民の命・生活・産業を守る緊急対策を早急に講じていくためには、国からの万全な財政措置が必要不可欠である。

よって、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や被災地の早急な復旧・復興、産業経済の回復に向けた取り組みなどが進められるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 補正予算の早期成立等により、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの特別な財政措置を速やかに講ずること。
 - 2 本道及び道内市町村の応急対応や復旧復興に要する経費について、別枠措置を含めた特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講ずること。
 - 3 激甚災害制度における「被害の大きさが標準税収入の一定割合以上」とする特定地方公共団体の基準については、激甚災害に対応するための財政需要が莫大になることなどに鑑み、基準を撤廃するなどの抜本的な見直しを行うこと。
 - 4 宿泊客の大量キャンセル等が発生し大きな影響が生じている本道の食・観光産業の早期回復に向け、国内外観光客の観光需要を喚起する取り組みをさらに実施するなど、観光立国北海道の復興に向けた支援措置を講ずること。
 - 5 大規模停電の徹底した原因分析や技術的検証を行うとともに、再び繰り返されることのないよう送電網等の電力基盤の整備拡充による発電施設の分散化や北海道本州間連系設備のさらなる増強を行うなど、エネルギー安定供給体制の強靱化を図ること。
 - 6 今回の地震発生メカニズムや断層帯の活動特性を解明するための調査研究を推進し、今後の地震観測体制の一層の整備充実を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	}
内閣府特命担当大臣(防災)	

北海道議会議長 大谷 亨